

県南広域振興局長告示第 58 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条第 2 項の規定により、指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援の事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 4 月 11 日

県南広域振興局長 勝 部 修

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312410350	佐々木内科小児科医院	西和賀町湯本 30 地割 80 番地 8	平成 20 年 3 月 21 日